# 会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会(第7回)
開催日時	平成21年11月12日(木曜日) 午後1時30分から5時45分まで
開催場所	田無庁舎 5階501会議室
出席者	委員:浅川公紀、大屋 宏、高木保男、高崎三成、筑井久雄、富田恵子、 蓮見一夫、原田 久、柳田由紀子(敬称略) 事務局:下田総務部長、手塚総務部参与兼職員課長、清水総務部主幹、森谷 職員課長補佐兼人事給与係長
議題	特別職の報酬等について
会議資料の 名称	平成21年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録

# 会議内容

#### 浅川会長:

平成21年度第7回西東京市特別職報酬等審議会を開催いたします。会議時間は90分間ですので、本日の会議は1時30分から3時頃終了ということで、皆さんのご協力をお願いいたします。はじめに、事前に配布されております前回の会議録を確認し決定したいと思います。各委員の方で会議録の訂正、加除等がある方はいらっしゃいますか。

では、ただ今の内容について修正を事務局で行った上で、第6回会議録については皆 さんのご承認を得たという取り扱いをさせていただきます。

# 事務局:

では、ただ今の内容を修正いたしまして、公開の手続きに入らせていただきます。 浅川会長:

昨日、皆様方には、事務局から本日の資料が届けられているかと思います。その中に、柳田委員から提出された「審議に関する要請書」が同封されています。それをご覧ください。確認しますが、前回の会議では、体系と水準に関する委員のご意見を頂戴いたしました。答申ということになりますと、諮問に書いてございましたとおり、現在の社会経済情勢、市民感情及び財政状況などを勘案しと、言ってみると、それについて考えるということになっております。このとおりにやってきた意識がございます。言ってみますと市民感情、市民感覚と言ってもいいのでしょうけど、個人個人によって異なるものがあると思います。なかなか客観的に理解するというのは難しいものと考えております。前回の会議の時に申し上げたように、各委員のご意見は、今言った諮問にござい

ますように、現在の社会経済情勢、市民感情、財政状況を踏まえた上のご意見であると 認識しております。そのようなことを前回の会議で発言をしてございますが、その結果 として、本審議会では、報酬及び期末手当の年間支給割合について、前回結論を得た と、このように考えておりますが、各委員の皆様方、いかがでしょうか。

## 柳田委員:

私が「審議に関する要請書」を出しました趣旨は、お読みいただいたと思いますけれ ども、諮問にあたっての前提ですね。現在の社会情勢、市民感情、財政状況、これらを 勘案しということですけれども、社会情勢や市民感情、そういうものに対して、どのよ うな判断をしていったらいいのかという現状認識ですね。これはきちんと審議をされて いないというふうに思います。財政状況についてはある程度話が出てきたと思います。 今までの審議会の経過をみますと、資料を請求して資料の説明に大半時間が取られたと いうことだと思いますね。そして財政事情の細かいことが良くわからないということで 財政課の職員の方に説明をしていただいたと、これは単に説明をしていただいたという ことですね。それから議員の活動が良くわからないということで、議会の事務局の方に 説明をしていただいた。その前にですけれど、体系と水準について25市に調査をかけた その結果ができたということで、その結果と連動して原田委員の案が付けられてきたと いうことですね。ですからきちんと社会情勢、市民感情、財政状況についてどういうふ うに考えていって、それを答申に反映させるかということはきちんと議論がされていな いというふうに考えます。それで格付けということに話がいきまして、それをどういう ふうにするかということで、体系と水準という考え方でいくということがわかりやすい だろうということで合意をとっていただいて進んだと考えております。それでその後ど ういう案になるかということで、数字の比べ方みたいになってしまったのですけれど も、私は特に自分の案を提案する時に、それぞれの与えられた前提条件について、一応 お示ししてお出ししたわけなのですけれども、それでどれをとるかどうかという形にな ってしまって、審議会できちんとこの前提条件について共通認識が得られていなかった と思います。それは傍聴した方から指摘があったと、私も自分の案を出すことに夢中に なっておりまして、審議会としては、送られてきた審議経過をみましても、資料の説明 だけで終わってしまっていたなと考えるわけです。ですから、一番最初に審議の経過と いうことを簡単に、当審議会は、現在の社会経済情勢、市民感情及び財政状況を勘案 し、検討を行ったというふうにありますが、具体的にどういうふうに検討をおこなった かという総括が欠落しているわけですね。これはきちんと総括していないので、内容と しては全然間違っているというふうに考えます。ですから特に市民感情につきまして は、民意をどう反映させるかということが答申に欠落していると、そこの部分が欠落し ているのは重大な欠陥だというふうに考えます。そもそもこの審議会というものがどう して設定されるようになったかと、それは、2007年の審議会における、類似団体に合わ せた引き上げに対して、市民が納得しなかったということで大きな批判が起きました。 そして議会で決まった後、いろいろ市民が知るようになって、それはおかしいというこ とで引き下げてくださいと、13,500にのぼる署名を集めて、市民が引き上げを考え直し てくださいと議会に提案し大きな批判の声があったわけです。しかし議会としては、こ れは審議会が決めたことだからという形で、この件については、議会としては引き下げ を求める陳情等については不採択であった、そういう経緯がございます。そして一番大 きな民意といたしましては、これは今年の市長選挙がございました。ここで大きな争点 となりましたのはこの報酬の引き上げという問題でした。そのために、給与を市長候補

の現職の坂口さんは、20%減額すると公約でお示しになりました。そして35%もっとカ ットとすべきだという方もいらっしゃいました。合わせれば34,942、これは有効投票数 の61.8%の方が、引き上げた報酬、給与がおかしいと、引き下げるべきであると。です から最低20%以上引き下げるべきだというのが西東京市の市民として表れた最新の報酬 に対する考えであるわけです。約35,000に及ぶこの民意をこの審議会がどういうふうに 受け止めるか、それはやはり厳しい社会情勢において、真摯に受け止めて、改定案に反 映させるべきだとそういう課題が与えられていたと、そういうふうに私は考えます。そ こで、諮問の中に市民感情という一言が入ったということだと思います。従って私たち はその民意をこの改定案にどうやって反映させるかということを盛り込んだ形での改定 という形に進むべきであったというふうに思います。そこの部分が一切欠落していると いうことは、この答申案に欠陥があるというふうに私は考えるわけです。ですからここ で改めて一人一人の委員の方に確認をして、それはどういうふうにすべきかというこ と、また改定案にそれが反映されているのか、そのようなことについて、しっかり意見 を出していただいて、まとめ、その結果として改定案というものがふさわしいのかどう かということをもう一度判断すべきではないかと思うわけです。ですから必要な検討、 検証が答申案に反映されていないというたたき台になっておりますので、総括ができて いないということも欠陥ですけれども、そういう審議がなされていなかったというわけ です。きちんとした答申を出すためのプロセスに欠陥があったというふうに考えます。 ですから、私はまだ時間もあります。11月17日となっておりますけれども、それまでに もう少し時間をかけて、もう一度練り直すことが必要ではないかと思います。前回の結 論というのは一応多数決ということで決まりましたけれども、民主主義で大切なことは やはり多数決という結果ではなくてそのプロセスです。その結果に至るまでに十分な検 討がなされて、その結果が導かれたかと、そういうことが一番大切なわけです。その中 で一番重要と思われる民意の反映というものがなされなかったということが、私自身本 当に不明を恥じました。それはやはりいけないことではないかと考えました。ですか ら、私は自分の提案の中にはそれを盛り込んだつもりではありましたけれども、自分の 中での提案だけではいけないのではないか。私の提案は理解が得られなかったというこ とを含んだ提案でございましたけれども、それをそのままもう一度考えてくださいとい うことではありません。前回これでいきましょうと決まりました改定案ですね。あれに やはり修正を加えるべきではないかと。民意を、20%カットしてほしいということを本 則で、前回は私最後の方でそれはどうなっているのかと、それは附則で20%カットとい うことが84万円という形になっていると、そこで話が納得したような形で終わってしま いましたけれども、改めて考えますれば、これは本則で、つまり改定案にきちんとそれ を反映させることが私たちの審議会に課せられた責務ではないかというふうに考えるわ けです。35,000余の西東京市民のこの思いを、本審議会が、短い、不十分な討議の中で 拙速に反映させない案を決めてしまっていいのだろうか。私はそれでは市民に対する責 任ある審議会委員としての努めを果たしたものと言えないというふうに考えました。で すから、まだ何回か足していただいてもいいかと思います。10回審議会は予算措置がと られているかと思います。予算がなくてもいいじゃない、お金が支払われなくてもいい じゃないですか。もう少し民意を反映させるという、そういう方策を私たちは考えるべ きではないかというふうに思います。私としては、この民意を反映させるというのは、 倍率のところに反映させることは十分可能だと考えております。1.5倍ということです とこれはもう反映できません。そこに20%カットの民意を反映させれば、1.18倍という 形にすれば、これは市民の民意に表れた20%以上の報酬を引き下げるという形にできる わけです。そういうことを一切抜きにして、現行の水準を維持するだけの改定案を決め ていいものでしょうか。そういうことをもう一度皆さんお一人お一人に問いかけたいと 思うのですね。そうでなければ私たちが課せられた責務を果たすことができない、その ように考えます。ですから数字で決めるということは、客観的に判断するために、部長 職を1として、倍率で決めていくというのは、やり方としてはベターだと思います。そ してそこに人事院の勧告による部長職の基準にその勧告が反映されているということで それに従って連動させて報酬、給与額を決めていくというそういうやり方自体はある程 度、客観的に決めていく方法としては良いというふうに考えるのですね。ただ、その方 法を取るにあたって、水準の決め方、それはやはり十分、与えられました検討する内容 を反映させなければならないというふうに考えます。ですから、人事院の勧告を基準に して変えるというところに、それは社会情勢を一定程度反映されるということは、私も 認識しております。しかしそれは一定程度であります。例えば、前にも申しましたけれ ども、少人数の事業所など、そういうところの実態は反映されておりません。それから 当然ですが、倒産した企業もたくさんあります。倒産したところのデータは一切反映さ れていないわけです。ですからそういう意味でも人事院の勧告に基づく基準によって変 えていくというのは限界があるわけです。そういうことも十分踏まえなければなりませ ん。最後のところに市民感情も反映されているようなことが書いてありましたけれど も、ここには市民感情は一切入らないというふうに考えます。社会情勢は一定程度反映 されるということはあると思います。そういう点からいたしましても、私としてはこの まま現状の水準だけでバランスをとって機械的に決める、わかりやすい数字がいいとい うご意見もありました。わかりやすいというのはそれは、ぱっと見てその内容を説明す るのにしやすいというだけの話でございます。実態がどのようなことであるかというこ とが大切なわけです。細かい数値になりましても、それは民意が十分反映されるような 形での倍率になりますれば、それはきちっと客観的に説明がつく、そういう内容になる わけです。割り切れば1.5なら1.5、間は0.15とか、そういうわかりやすい数字をもって くるということは、これはわかりやすいだけの話であって、民意の実態を反映するよう な数値にはなっていないわけです。私たちはですからできる限り民意をとにかく反映さ せていきたい、そういうふうに考えるのがこの西東京市民としてこれから市長とその他 特別職、議員の報酬、給与を決めていくための見方、そういうところにあるのではない かというふうに考えております。ですから、一度大枠が決まって、ほとんど決まったと いうことでたたき台が出てきたわけですけれども、民意の反映ということにつきまして は、重大な欠陥がある、そこを欠落させてしまったこの倍率による改定というのは、私 はこのまま通してはいけないのではないかと思います。

### 高木委員:

すいません。他の人も発言したいのです。発言してほしいと言いながら自分だけ時間を使うのはちょっと良くないと思います。すいません。意見をさえぎるようで悪いのですけれども、他の人のいろんな意見も必要だと思うのですね。他の人にいろんな意見をしてほしいのであるならば、もうちょっと時間を有効に使いたいと思うのです。

#### 浅川会長:

皆さん市民ですから、当然民意というものを当然反映されながらお話をされているものと、私などはそう思っている立場なのですが。それは余計なことでしょうが。

## 高木委員:

前回、私自分の言葉で表現できれば良かったのですが、それができなくて、皆様方に ご迷惑をお掛けしました。改めてお詫びします。それからここに出ているものが、答申 案ということを理解して、前回の意見と私変わっているわけではないのですが、答申案 の中で副市長以下3名の方が月額報酬が上がっているという数値がございますね。ここ のあたりが私がちょっと気になることで、まず原田先生の案というのは、全体構想とし ては賛同するわけですけれども、できれば微調整をお願いしたいと思っているところ は、先の3名の立場の人と同じことなのですけれども、今の時代において市長というの は選挙とか、前面に出ていて重責を負っているとか、何年にいっぺん責任を問われると か、そういう立場で出て来られているわけで、副市長というのは名前は確かに似ている のですけれども、背景というのが全く違うわけで、お仕事もちょっと違うでしょうし、 何年にいっぺん評価をされるということもないわけです。できれば一つ市長と副市長と の格差というものが、柳田委員からいろいろな言葉を使われてしまったので、なんか後 追いの言葉のように聞かれるのはちょっと切ないのですが、そういうことではなくて、 やはり市長と副市長というのは設定倍率の格差というのがその責任とかいろいろな形に おいて、もうちょっと0.15というのがわかりやすいということではなくて、もう少し職 責とか現況にあった形で、ちょっと0.15というには差がないような気がするのです。で すからもうちょっと市長と副市長を、現況は0.22なのですけれども、その数字が妥当か どうかですけれども、少なくとも今よりも格差を広げることが職責という形に合ってい るような気がするのです。わかりやすいというだけでは説得力がこの場合弱いのかなと いう気がします。全体としては賛同しています。それから2つ目としては、議長とか他 の人たちについては、減額されているのですけれども、副市長から教育長までの3方に ついては増額になっているわけですね。別に先ほどの言葉を借りるわけではないのです けれども、今の社会情勢とか、住民環境とか、市民感情とかそういうのを背景に考えた 時において、月額が増額するということがはたして答申として妥当かどうか、というこ とがあると思うのですね。今の時代からすると、あるいは人事院勧告が全盛ではないの かもしれないのですが、やはり上の人たちと議長以下に倣うような形で、増額はちょっ ときついという気がするので、なんとか減額の形で間差というのですか、もうちょっと 広げることによって、少なくとも上の人たちと並ぶような減額という形でお願いするこ とが答申に対する市民に対しての最低の責務であるような気がしております。私として は全体としては前回と同じ意見で、今回これが原案ということですので、部分修正とい うことでここらへんが減額となるような形の答申で、間差というものを市長と副市長を もうちょっと考えて修正していただけるとありがたい。以上です。

#### 浅川会長:

そうすると、市長と副市長の間差をもうちょっと開かせるということですね。

### 高木委員:

そうすれば増額にならないかなあと思います。

#### 浅川会長:

それと職責からすると、ということです。3方は月額だと増額になっているわけですね。そうするとちょっとまずいよ、というのがあるということですね。

# 高木委員:

今の時代に合わないような気がするのです。

#### 浅川会長:

はじまったのは柳田委員からの要請書からですね。それも含めて。

#### 原田委員:

柳田委員のご発言にどうコメントしたらいいのかわからないのですが、差し当たり今からお話することは、一応私としては前回決まったということを前提に私はこんなふうに考えたのですということを、高木委員にこの前直接お話することができなかったので、申し上げたいと思います。ただ、議事録をお読みいただくと以前と同じことを言っているのではないかと思われるかもしれませんがご容赦ください。どういう趣旨で作ったのかを改め述べますと、1ページ目をみますと、確かに月額としては上がっているところがあるわけです。

#### 浅川会長:

答申案ですね。ここまでいくつもりはなかったのですが、ではちょっとご覧ください。

## 原田委員:

すみません。確かに若干上がっております。副市長が12,000円、常勤監査も9,000円 上がっているというふうにあるわけですね。私がこの審議会に参加をした段階が7月か8 月と私記憶しておりますが、その頃既に人事院勧告が出ておりまして、おそらくそれに 準拠した形で東京都人事委員会も行動するだろうということを頭に置きながら制度設計 をしてみようかなと思ったわけです。具体的に申しますと、ボーナスの分が0.35分下が ると。ですから年収ベースで、月額ベースで考えるという議論もありますが、やはり年 間で市長にいったいいくら払うのかという観点から、しかも8月の人事院勧告を前提に 置いて計算をしてみようと。そうすると期末手当の方は0.35分下がる。職責加算分等も ありますので、月額の部分はまあ結果として上がるとしても、期末手当でガクンと下が ると。差引するととにかく私はマイナスになった方が市民感情に合っているだろうとト ータルで思いました。そういう意味で計算をしていただいた結果、私が想定していた通 り、全て8者ですか、月額の答申案を導くことができたというわけです。ですから月額 的に上がった、ボーナス部分で相当下がった。それを反映した結果、一見上がっている ように月収としては見える方々もかなり下がっているというようになったわけでござい ます。これは私が説明するものではないのですが、一番後ろの答申案の8、9ページで は、市長から議員まですべての人たちにマイナスの改定が出ているわけです。合計する とたぶん1,000万位にはいくのではないかと思います。すみません。答申案でOKが出た 場合、どのくらいのマイナスになるのですか。

#### 事務局:

現行と比較しますと、1,358万520円です。

#### 原田委員:

はい。一定の市民感情については、いろいろな見解があろうかと思いますが、少なくともその方向に向いていることだけは結果的にはなったのではないかと、私は思っております。確かに高木委員のようなご意見があり得るということは承知をしておりますが、ボーナス分まで含めていったい市長や議長等にいくら払うのかということを考えたら、結果的にはこうなったということです。根拠があるかと言われると、うーと思わなくもないのではありますが、難しいところではありますが、最終的にはこの8市についてマイナス改定、しかも1,000万を超えるマイナスというのは、少なくとも市民感情のベクトルというのは上げろということには少なくともなっていないので、沿っているのではないかと。金額の多い、少ないという点には大いに議論があり得るのですが、方向性としては結果的に大幅なマイナス、大幅という表現が、大幅でないという意見もおあ

りでしょうが、そういう方向に向いているのではないかということです。すみません。 そういうことです。

## 浅川会長:

月額は上がったけれども、年額は下がっているので、ベクトルは同じということですね。

## 高木委員:

市民感情という言い方ですけれども、では別の言い方からすると、西東京というか全 国的にも東京でもそうですが、企業の実態からしますと、あるいは西東京の中小企業で すね、大部分は、言葉は悪いのですが、そういうところに基本的には賞与はありませ ん。大多数の会社は賞与はありません。ですから全体の報酬が下がったから今の時代に 合っているということは違うと思います。8割位の会社が基本的に賞与はありません。 東京でもそうです。そして大企業においても、賞与のない企業はすごく増えています。 ですから前回のご意見を伺った時に、賞与を多くして年俸の調整をしているというので はなくて、もう一歩進んで、もう賞与はないんだ。まあちょっと良ければあげます。あ るいは退職金もない会社が増えています。まあそれは、一部退職金制度を急激にやめら れない時に、古くからいる人たちには、退職金を選択性にして、給与制度を下げながら もうけるというのと、改定して給料に組み込んでということで月額が上がってという会 社はありますけれども、新規採用については、だいたいの会社が退職金制度はもうない という形です。ですから、今の時代に賞与が下がるから月額がちょっと上がってもいい でしょうというのは、ちょっと今の現状に合っていない。西東京の中小企業は8割位賞 与がありません。退職金もほとんどない。ですから月額が上がるのはちょっとやはり答 申としてまずいと思います。

# 原田委員:

私も別に自分の案にこだわるわけではございません。他の委員の方々がどうご判断な さるかですが、私が基本的に論拠にしているのは、人事院勧告でございまして、おそら く高木委員のご発言のような傾向が今後続くとすれば、当然それが人事院勧告に反映さ れてくるだろう。すなわち人事院勧告は50名以上の従業員について調べているわけであ りますが、そこで例えば賞与がなくなってきたと、それが当然の結果であるということ になれば、1年遅れます。今年の4月の段階以降の調査でありますから、今年度の前半の 状況を人事院は反映しているということになりますけれども、来年あるいは今年の冬の 状態がもしそのようなかなり傾いてくるようなことがあれば、来年4月の調査でそれが 反映されて、8月の人事院勧告にさらに盛り込まれるということになります。そして当 該年度中に遡って給与の改定をしていくと思います。そういった意味で若干のタイムラ グがございますが、そういったことも人事院勧告は反映するしくみがあるということに なります。それともう一つは、これは前からご議論があるところでございますが、人事 院勧告というのは、一定の組織の人間に格付けをして、いったい誰にどれ位の職責の人 にいくら払うべきかという議論をしてまいりましたので、やはりしくみ上30人の企業で いったいどれくらいの方がもらっているのかということはしくみ上反映しないしくみに なっております。ですからここはもうどうしようもないということもございますが、た だ人事院勧告の大前提としては、これだけの組織の中でこれだけの職責を果たしている 人間にいくら払うか、そういう組織を離れた個の人間にどれだけお金を払うのかという 議論とは違うところがございます。ご議論のように、これだけの人はこれだけしかもら っていないというご議論は私はもちろん承知はしているのですが、このしくみに入れる とすれば、部長級を前提に考えるというしくみそのものを放棄しないと論理的に成り立たなくなってしまう。私としてはそこは大変悩ましいところでありますが、差し当たりこれだけの比較的大きな組織を前提に格付けをしながら、格付けというのは労働基本権そのものにも関わります。というように人事院は考えているのですが、そういったことを考えると、どうしても私がお示しをした案のようにしか私には思えなかったということでございます。ただ他の委員の方々がやはりそれは下げた方がいいのではないかということであれば、もちろん多数決あるいはこの審議会の結論として従いたいともちろん思います。

# 高木委員:

人事院勧告も、日銀の短観もそうですけれども、悲しいかな多摩地区あるいは全国でもそうなのですが、その統計数値に上る企業数というのをみると、統計に上っている数値はすごく少ない。大企業を1として、中小企業を1としたら、本当にごくわずかの数値によって統計がなされているのですね。西東京とか多摩地区において、人事院勧告の統計に載る企業はほとんどない。ですから確かにこれだけの組織での職責という形では全体としては賛同はできるのですが、ただやはり人事院勧告があるからといって現実の西東京市においては、人事院勧告に載らない企業が大多数であり、そこを中心に見ている市なのですね。日銀の短観なんか全然関係ないわけですよ。そして倒産件数にも載らない企業ばかりなのです。そういう実態において、人事院勧告が錦の御旗というのはちょっとこの地域には合わないという気がします。ですから月額がこのままではちょっと恥ずかしい答申になると思っております。

#### 原田委員:

ご意見としてはあり得ると思います。私も人事院であれ人事院勧告が神様だと思っているわけではありませんので。ですからこれに従わないということであれば、何かこれというのが出せない限り私も研究者でありますのでなかなかよって立つ基準がないと、やはり皆様方に少しでも賛同していただく基準がないと、お出しするとすれば何らかの明確な一定程度客観的な科学的知識の基準を示さざるを得ない。ということでお示しをしたわけですが、いや、それはちょっとということがあれば、また別個のものを考えざるをえないということはありえると。

## 高木委員:

今の連動で行きますと、私としては、市長と副市長何倍にするかというのは背景が違うので、0.15という格差をもう少し、0.22まで行かなくとも、現実のもうちょっと格差をつけることで解消するのではないかと思っています。以上です。

#### 柳田委員:

原田委員が前提が崩れるようなことをおっしゃいましたけれども、考え方としてはやはり人事院勧告を取り入れた部長職を1として体系を考えるという枠組みの中で微調整が可能ではないかということだと思うのです。高木委員がおっしゃったように、市長と副市長はもう少し格差を付けるべきではないか。

## 高木委員:

その下の3人が上がってしまうので。

#### 柳田委員:

ですから私も、その点は先ほど申しましたように同じ間差でいくというのは問題があるのではないかと考えております。やはり月額が上がるというのはこれはやはり民意としては納得できる形ではないと気がします。ですからそういうものを勘案していきます

と、例えばの1つの提案といたしましては、20%のカットという民意を反映させるような倍率を考えますと、市長を1.18倍にして、副市長を1.07倍、教育長を1.01倍、常勤の監査委員を1.00倍にする。前回は80%にするという提案をいたしまして、それは全く賛同が得られなかったような経緯がありますけれども、部長職以上という形に考えれば、これは1.00で含まれると考えます。それから部長職以下ですね、非常勤については、私は民意の反映ということを考えれば、2007年の引き上げというのが、非常勤職の方は約10%引き上げられておりますので、これを10%引き下げる率という形で0.83、0.79、0.74、0.70という形で設定していきますと、民意を反映できるような提案の数値があります。ですからまだ修正が可能ということでございましたら、もっといいものにするために考えていったほうがいいのではないかと思います。

## 浅川会長:

今ご意見が出ました。言ってみますと、人事院勧告が西東京市の御旗ではないということは皆さんおわかりですけれども、少々のタイムラグがあり、市民あるいは国民の意識に近づくであろうという意味においても、それにしても市長以下のところで月額が上がるということは納得いかない、そういう話が出ております。年間所得は減っているというご説明もありましたが。今のことを踏まえて、他の委員の方、ご意見をいただければありがたいのですが。

## 蓮見委員:

高木委員のご指摘にありました数字的なもの、このご時世で月給が上がるというのはいかがなものかというのもありますけれども、基本的に倍率を選択するということでやってきましたけれども、市長に対して均等に1.5という数字がわかりやすくて、区切りがいいという感じはしますけれども、一番のメインは職責の重さかなあという気がします。やはり市長ですとか議員もそうですが、4年に1回選挙があって、それにだいぶ費用を使うでしょうし、また市長の方から副市長や教育長が任命を受けるというので、もうちょっとこの格差があってもいいのかなあという気がします。それからこの答申案のことを話してもよろしいのでしょうか。

#### 浅川会長:

どういたしましょう。柳田委員の要請書からはじまって、答申案のところにいっては まずいということではありませんが。何か話したいことがあれば。

## 蓮見委員:

柳田委員のを見させていただきまして、確かに一番最初の諮問の回答がないというようなことであったものですから、私としても確かに一番最初の諮問の中に、妥当性があるのかないのか、というようなことも、確か当時の話し合いですとあまり妥当ではなかったのではないかという意見が大勢を占めているという気がしますけれども、その中で、それに関連してというのはおかしいですけれども、6ページに体系の議論というのがございまして、私の方で気になりましたのは、(1)体系の2.のところで、本市を除く類似団体8市の平均値とか書いてありますけれども、答申案としてこれを出すことが、今までどおり類似団体ですとか近隣の団体を参考にして数値を出したのだという形に見えてしまいますもので、私の認識としては、この会議の中で、そういうことではなくて、前にも言いましたが、西東京市が他市の参考になるような形で倍率ですとかそういう方法をとったという認識があったのですけれども、具体的に言いますと、21世紀最初に都市型対等合併をしたまちがあくまでも類似団体の真似をするというのが僕としては抵抗がありますし、他の市に真似されるような方法として、わかりやすいというよう

な意思を持って、その中で1.5倍という数字が出てきたという認識があるものですから、この文だとこの答申を受けた方々が、あくまでも他市を参考にして出したという捕らえ方なので、これが疑問かなあというのがありました。

### 柳田委員:

でも実態としてはそうなっているのではないか。平均値をとっただけですので、そこに西東京市独自の見方というのは込められていないのですね。客観的にみれば平均値の間でバランスをとっただけの話で、内容としてわかりやすいという点で端数をとったような形ですから、この説明文としては実態を反映しているのではないかと思います。

## 蓮見委員:

確かに最初は実態をとって、我々も学ばなければいけないものですから、数字を参考にして、そのままの形できているといえばそうなのでしょうけど、僕の頭の中では職責の重さというものを比較して、このくらいの倍率かなあという方向で考えていたつもりだったのです。あと付随して言わせていただければ、反対意見としての中にこれは書いていいかどうかわかりませんけれども、議員定数の再考ということも書いていただいた方がいいのかなあという気がしますね。他市で13,000人に1人という市もあることですし、10,000人に1人くらいの割合でもいいのかなあという感じを受けますので、そういうことも意見として受けたということも載せていただけたらなあと思います。

#### 柳田委員:

そういうことで考えると、私は、議員定数については別問題というふうに考えまして発言いたしませんでしたけれども、その点に関しては考え方はいろいろあると思うのですよね。私なんかは議員は報酬は少なくていいけれども、人数はたくさん置いた方が市民の意見を反映できると考えます。極端な話では議員は日当制でいいのじゃないかとかという話も出てくるわけですし、それはいろいろ議員定数をどうするかということについては、また別の観点であると思いますので、その点については。

## 蓮見委員:

了解いたしました。

#### 浅川会長:

僕も議員定数のことについては、議員を増やしてボランティアでもよいというような ことは、よその国ではあるということは知っていますが。まあ、会長をやっております ので、反対意見というのは、このくらいでいいかなと。まあ数行でいいかとも考えまし たが。答申というのはある方向でまとまったということを前提として答申をする。それ を議長がどう審議するかということになりますから。反対意見というのはあることはわ かっています。それはでも会議録に載っていますね。それにこの会議録は民主的です ね。個人の名前も載っています。だからこういう意見があったということもよくわかり ます。そこで処理をすることもできると思います。だから個人的には反対意見があまり 多く載るといってみると拡散してしまって答申書の意味がなくなったとは言わないまで も小さくなった。そしてもう一つ。原田委員から確か出ましたね。附則というか付け足 しですね。こういう時には何か附則意見を付ける。補意というのか、そういう答申とい うのもあると思いますね。議員定数のことは僕も賛成ですよ。だけど、それを載せてし まったら答申書を逸脱しているなあという、言ってみると、本題の意見を否定するよう な意見は書かないし、あるいは本題というものをもっと促進する。さらに言うならばと いうことだったら附則事項として大いに付けていいと思いますね。そういう意味で附則 というのをご提案があったら言っていただきたい。基本的にはこのことは前回ご了承を えたもので作らせてもらったという認識をもっていただきたい。

## 柳田委員:

何度も申し上げますように、民意の反映ということについて、もう少し皆さんのお考えを確認していただきたいと思います。直近の民意というのが、市長給与の20%カットするという坂口光治さんが25,844でしょ。35%カットするというふうにおっしゃった内田さんが9,098で、34,942票の方が市長職は20%以上引き下げるべきだという判断を選挙で投票したわけですね。この点についてこの答申にどういうふうに反映させるべきか、あるいは全く反映させなくてもいいとおっしゃるのかどうか、そのへんご確認いただきたいと思います。

浅川会長:

ご確認というと。

高木委員:

先ほどから会長の話を聞いていると、この答申は確定というふうに聞こえるのですけれども、前回を見ますと答申の原案のたたき台と書いてあります。

浅川会長:

たたき台です。

高木委員:

これは修正でよろしいですよね。変えることも可能ですよね。

浅川会長:

もちろんです。たたき台ですから。

高木委員:

それなら結構です。

高崎委員:

案と書いてあります。

大屋委員:

私は、この案の6ページに書いてある、間差ですか、それを変えるのかわかりやすい 値を採用することとある。わかりやすいという言葉は市長に失礼ではないでしょうか。 これ数字をこういうふうに設けるというと、幼稚園児、幼稚園児に失礼だけど、こんな ことされたらだれもわかりませんよ。一応こういうふうにするとわかりやすい数字にす るといって、あれですよ私のお小遣い減っちゃうですとかね。そういうことなんです。 増えていいんですかということです。あくまでも数字でせっかく積み上げて各市のもの を比べてそしてここへ出して出たのですからね。まずそれが原則にありまして、それか らそれこそ類似団体を入れるとかになるということは全然別ですので。ですけれども ね。こんな分かりやすいなんてそんなものわかりませんよ。なんでこういうことになる のか、数字自身が同じ数字だからわかる。市長に出すのでしょ。答申を。こんな失敬な 話はないだろう、というのが僕の考えです。あくまでもそれでただ、別に原田委員のこ ういうような算出方法自身は私も別に。私はエイヤしかないのかなということで。こん な表を作っていたのですけれども、まあ15番目か16番目だろうと思って。そうしたらい きなり平均をそのまま、話はどんどん進んでいく。つまり25市の12.5位の位置に。それ から類似としては8市では4番目に位置するという数字でいこうということなんでしょ。 そんなもの私は類似団体の一番最後のところで西東京市を位置させて考えていくという のなら、それは1つの考え方だろうと思います。8市の中の真ん中に置くようなそれから 私の考えでは、25市の中でも12.5の位置というのが、それこそすったもんだ私は出るも のだと思ったのですよ。私は15位とか16位とかやはりそのあたりにすべきで、それこそ そこのところで私に言わせると市民感情を考えれば、これはちょっと下げましょうとい うことで、ここで15位だったのを16位にする。あるいは17位に下げるということを考え ていこうという私はそういうことだと思ったのですよ。今まで12.5について誰も文句を 言わないのでね。あるいは断固12.5が正しいのだとそういう意見がない。僕はそのこと に頭から反論するのではないのですが、私は一貫して位置付けをどこにするかというこ とで、悩んできたのでね。胃が縮めるくらい、ひいひいいってあちこち調べできたので ね。それでこの話の前提には資料が各市の額というのを参考にしているのですから、参 考にもってきているというのは既に各市額がめちゃくちゃなものじゃないんだという前 提があるわけです。だからそれをもってきて、もっとも私はそれ以外考える材料がない のでね。私はそういうことをしている。原田委員からこういうものが出てきたし、それ ではと思ったら先ほど言いましたように数値が変わってくる。これ市民もわからんです よ、僕も。なんでこんなあくまでも数字でこうしていって、最後にこういう理由で上げ る、下げる。明らかに市長はともかく少なくしよう、常勤はもとの数字で勘定すれば、 下がってきますからね。というのが1つ。だから市長がこれを見て、上げるためにわか りやすいなんて言葉でやったんかと思うのではないでしょうか。ということで、私はわ かりやすいなんてそんなとんでもないということです。

#### 浅川会長:

わかりやすいということは今日初めて出た言葉ではなく、原田委員の発言でありましたが。

## 原田委員:

わかりやすいというのは、数字的にわかりやすい。

#### 大屋委員:

冗談じゃない。怒るよそんな。中身の問題であって、数字の問題ではない。それは全 然話にならない。市民怒りますよ。

## 原田委員:

1.62とか、1.59よりは1.5の方がわかりやすい。

## 大屋委員:

いや、全然そんなことはない。出てきた数字でこうやってます。最終的にはちょっと上げる方向で、1.49が出てきた。これは上げる方向で12.5位の位置からちょっと上げるけれども1.5にしましょうか、という話なら話は別ですけれども。それは全然話は別ですよ。上げることになるわけですからね。そういうふうにしなきゃ。そんなあえて言います原田先生。そんな、あのうそんなの勘弁してください。汗が出てきた。以上です。

### 柳田委員:

何度もすみませんけれども、つまり社会情勢と財政状況のバランスということで、大屋委員は引き上げ前の状況だとだいたい13位ですよね。26市の中では。それよりももう少し下げるべきではないかというご意見かと思いますが、それは私たちが原田委員がご提案された体系と水準という考え方に当てはめていきますと、私は倍率というところで、それを調整可能ではないかというふうに考えたのですね。何もご自分の意見に対して発言がなかったということをおっしゃいましたけれども、私もそれを勘案してとは申しませんでしたけれども、大屋委員のことも十分考慮いたしまして、それは改定前の水準に戻すというのは基本にありまして。そういう観点から現行20%カットという民意を踏まえてやれば十分倍率というところで調整していけば可能だというふうに考えます。

## 以上です。

#### 高木委員:

これが案ということの前提での話なのですけれど、先ほどの蓮見委員が言いました6ページのところの2. に平均値の間で相互にバランスの取れたという後に、わかりやすいというところに、私も非常に気になっているのですね。人の報酬というのはわかりやすいからあんたはいくらだよというのではなくて、その人の価値というか報酬が価値というのも失礼なのですけれど、その人の職責がこのくらいだからこのくらいなのですよという意味合いで実現したいと思いますので。わかりやすいからあんたの給料いくらだよととられかねないので、このわかりやすいという言葉をカットした方がよろしいのではないか。バランスの取れた値を採用するということで、単にカットしてもよろしいのではないかと思います。

## 浅川会長:

議論は答申案、これ案ですよ。決まったということは一言も言っていないですから。 たまたまこちらの議論をされてそういうこともあると。

### 高木委員:

確かに気になる言葉だと思います。

## 浅川会長:

前にそういう話は出ているから、皆さん。

## 高木委員:

審議の途中ですから、答申案であって、答申ではないから、審議の途中ではいろいろな人がいろいろな表現でよろしいと思うのですけれども。ただ答申となると。

#### 浅川会長:

言葉を選ばなくてはならないということですね。

#### 高木委員:

誤解を与えない言葉がよろしかと思います。分かりやすいという言葉をカットしてい ただきたい。

#### 柳田委員:

ただこれは原田委員案をベースにした説明になっているので、これがこのままだとわかりやすいということで、小数点以下細かいのをカットしたという経緯がございますので、ですからわかりやすいということを採用しないというとそこに疑問がある。私も疑問があると思いますからその点だったらやはり1.50という形でわかりやすいにしてしまったということには疑義があるということであると思います。

#### 富田委員:

やはり民意を反映するというのは選挙が一番反映されるべきところだと私は考えます。マニフェストで選ばれた市長はそれを実現するために附帯事項という形で修正されているわけでいらっしゃいます。それを今回の答申というのは本編に対しての答申案に対してですので、そこまで20%一市長のマニフェストを踏襲するというのはどうなのかというのが私の考えです。ですからマニフェストを実現するために今回は入れているので、本編まで反映させるというのは妥当ではないのではないかというのが私の意見です。また、今回報酬等に関して決めるに当たって、財政的な面であるとか、職責というものを考えながら、全体的に考えてきたわけですけれども、それを体系的に裏付けとなるものを皆さんでたたき上げて私は原田委員の案に賛同させていただきました。やはりこういう表で見ると答申案として出すに当たってやはり見え方が違ってきまして、全体

的に答申案として出すに当たってやはり先ほどの高木委員からあったように、一部減額とあるにも関わらず特別職の方々が若干増額というのはやはり気になるところではあります。ですから、もし可能であるのでしたら、ここのところを少し皆さんの同意をいただいて修正なりを加える形で、まとめていかれたらいかがかというところでございます。また市長と副市長の職責ですけれども、副市長というのは、市長に準ずる責任のある立場ですが、やはり市長から任命を受けてやる立場ですので、もう少し間差というものを少し広げるという形でご検討したらいかがか。今0.15ある市長と副市長の間査をもう少し大きくする形で検討したらどうか。もうすぐ答申を出さなくてはいけない段階でこういうふうに申し上げるのは申し訳ないのですけれども、やはりそういう形で民意を反映させるとか社会情勢を反映させるというので、まとめてはいかがかと私は考えております。

## 高崎委員:

私の言いたいのは、特別職報酬等審議会というのは、下げるためにやれということですか。じゃないですよね。

### 浅川会長:

そういう前提はない。

## 高崎委員:

あくまでも下げるという部分で、今議員さんがいろいろある中で今の生活、今の人数からいってという部分での報酬に対する審議をしましょう。そのために確かに先ほど言われましたね。市民感情の部分が何も入っていないじゃないかといういう部分でのこの34,000という数字が全然反映されていないということを確かおっしゃったと思います。それにちょっと疑問を持っているのですね。これは結果として現市長が言ったわけですね。そこでこの20%カットを全体に下げなければいけないのですか。議員全てに対して20%カットしなくていけないのか、議員のなり手がいなくなると思いますよ。

## 柳田委員:

私が申し上げたのは、市長職は20%、これは選挙で先ほど富田委員に対する意見でもあるのですけれども、選挙ですぐにその公約を実現するために4月から附則という形で改定になったわけですよね。適正にそのことを審議するために審議会を立ち上げなければならない。

## 高崎委員:

立ち上げなければならない。本来ならあの発言もいけない。あの話は審議会を経てからの話ですね。報酬審議会は新たに作るものであって、そういう部分で基準で言っていると思うのです。市民感情と社会情勢を加味したものを確かに西東京の中小企業は厳しいかもしれませんが。ところが中小企業だって景気が良くなれば必ずボーナスも出るのですよ。その時々によっていろいろ年によって全然違うわけです。答申されてこの給料がずっと続くわけです。景気が良くなってからどうぞ上げますよというわけにはいかないのです。議員というのはそれでも活動を起こさなければいけないという部分において、私が言いたいのはただ今の現状の中で他市や市民感情を考えたら1.5位でいくのが当然というよりも正しい数字なのかなと僕は見ちゃうのです。

#### 柳田委員:

私はさっき申し上げましたように、過程としては、市長のマニフェストを実現するというのは4月に附則として変えざるをえなかったと思います。ですからその点についてきちんと受け止められるには、本則で報酬等を決めるための審議会でなければいけない

ということがあったと。そういうことがなければこういう審議会は開かれなかったのではないか。それから議員の報酬についてですけれども、これは私の考えとしては、20%下げるということは不要だというふうに考えております。ただ、この問題が出てきたのは、07年の報酬審議会の引き上げということがあったわけです。それが非常に批判されたということでもあるわけなのです。その点を考えれば、あの時は議員職については、それぞれ下がりますけれども、平均すれば10%引き上げられたという経過がございます。ですからこの点については、議員職の方については、10%程度やはり引き下げるということが民意ではないかというふうに考えるわけですね。だから引き上げ自体に市民は反対の声を数多く挙げたわけなのです。市長は議員の選挙がないからそこでは判断できないわけなのですけれども、市長はその判断に対して責任をとって、自分は20%下げるということでマニフェストでお決めになったという経緯がございます。ですから、そこは市長職と議員職は同じではないというふうに考えます。ですから下げ幅に差を付けて当然というふうに考えます。

## 高崎委員:

私は今この答申案に対しては、私はこのままで全然異論がないくらいの答申案だと思っております。ということは正直言って今蓮見委員が言われたように、人数がおそらく20万の人を迎えようという都市が、これから商業的な立場で言ったら目指せ吉祥寺なんです。そういう都市を作っていただきたいという部分があるわけです。そういうふうに言ったら、より良い議員がより良い活動をしていただけなければ絶対に無理だという部分があるのです。そういうまちづくりというのを、是非作っていただきたいという意向もあるので、私は原田委員によってこれでも年収にしてみれば38万円も下がるわけですね。議員にしてみればそういうものを報酬審議会で出したとしたならは、勇気がある報酬審議会だと私は思います。

#### 高木委員:

高崎委員の意見でわからないのは、前回からずっと聞いていて議員についてはよくわかるのですけれども、議員以外の人たちについてはどうなのですか。

#### 高崎委員:

おそらく、来年12月に選挙がありますね。運動しない人たちには必ず選挙でその結果 が出ます。私は信じています。

## 高木委員:

例えば議長とか常任委員長等についてはどうですか。

# 高崎委員:

雲の上のような人たちで、1人しかいないわけですから、私は何も下げる必要は全然ない。

## 高木委員:

先ほどの高崎委員の意見で、この答申でいいと言われるのは、あくまでも議員の部分 だけということですか。

## 高崎委員:

いえ、私は全てに関して。

#### 高木委員:

わかりました。

#### 大屋委員:

私のランクの話で、各都市の給料を参考に考えるというのは、原則として他市の現在

の報酬を認めた上で、そしてそれを積み上げた上で25市のあるいは8市の中で4番目の係数を出しているわけですものね。先ほどに戻って申し訳ないのですけれども、そのへんのところを前提にしてきているわけですから、私は25市の場合、あるいは8市の場合の4番目という考え方はおかしいと思いますのでね。それは皆さんこの位置でいいのだということは間違いないのでしょうね。私は蒸し返して申し訳ないのですけれども、武蔵野市を目指すというのは結構な話なのですけれども、財政指標なんかをみますと、武蔵野市なんていうのはトップクラスですからね。

# 浅川会長:

吉祥寺を目指すと言っておりますよ。

#### 高崎委員:

まちづくりを目指すという意味で、吉祥寺を目指すと言ったわけです。武蔵野市とは 言っていません。今度伊勢丹が異動しますよね。そうすると人を引っ張ってこれると言 いたい。まちづくりという意味で。

## 大屋委員:

まちの話。だから西東京市と武蔵野市の関係とはそれとは全然別の話ということです な。いずれにしましても、私は財政指標なんかを見ましたら、びっくりしてしまったの ですけれども。武蔵野市に少々下っ側で付いているぐらいならと思っていたのが、もう 全然ずっと下の方に落ちていますのでね。これ財政の問題です。市民感情とか他にも条 件があるのでしょうけれども、数字的には12.5というものを出して、それから財政状況 を考慮するとこのへんまで下げるべきではないか。例えば実質赤字比率だとか連結赤字 比率、このへんのところは15位にありますね。実質公債費比率は5番目で安泰なようで すけれども。将来負担比率は14位で資金不足比率は19年度資料で20番目。20年度では一 番最後になったようですね。というようなことなもんですから、財政状況を考えればこ のへんのところを考慮してこのへんの線でいくべきではないかということになるのだろ う。今12.5位からもうちょっと下げるようなことになるなら、計数は当然下がってきま す。だからそういうようにして、その後ではないかと思っているのですけれども。その 後の数字は僕に言わせると。そして常勤監査ですか。25市平均なんて何ですか。西東京 市を入れて5市ですか、何が25市ですか。これなんかははじめに断っておいて、本来は そうすべきでしょ。常勤監査は25市平均、それから類似団体とすれば4市だけですか。 そのようなことになっていますので、そういうことだけれども、やはりという言葉を付 けておかなければいかんのです。そうしたら、類似団体といっても、何のことはない4 市のことなのだから、常勤監査の場合は。4市だからいかんと言っているのではなし に、ここに特別4市だけで考えます。それから25市についても武蔵野を入れても5市です か。5市で考えますというよな前提をきちっと先にはっきりとしておかないと。たった これだけなのですが。実は僕も聞かれたことがあるのでけれども、そんなの答えられな いですよ、僕。だからやっぱりそういう前提を積み上げておいて私に言わせれば民意だ とか市民感情なんてわかっている人、誰もいないのじゃないかと思っています。市民感 情なんて私わからない。ただし私の考えでは一応きちんと筋を通しておいて最後までき ちんとこういう数字がありますけれども、皆さんの意見で社会情勢と市民感情。私に言 わせれば市民生活でいいのだけれども、市民生活のことを考慮して下げたとか上げたと か、別に上げたって構わないと思いますよ。だけれども、そこからでしょ。要するにだ からこうだという話に当然なりませんからね。一番最後の問題でしょ。上げる下げるの だというものはね。そういうようにしておいてもらわないと。筋が通らないのは、市民 感情、社会情勢ですか、どういうように考えるか、それは一人一人主観的な影響を受けている。以上です。

## 浅川会長:

答申は社会経済情勢と市民感情、財政状況を踏まえてということになっておりますが、わからないという意見もそうでしょうけれども、一応皆様方から出していただきました中から答申に至っている。その中にあってそういう市民感情は違う、財政はこじゃないとか意見はあると思いますけれども、各人市民を代表してここにいらしていただいている方々ですから、それぞれ立派な意見をお出しいただいたとこう理解しております。その上で前回決まったことは、給料の具体的な月額と期末手当の年間支給割合を決定するということで決定いたしました。ですから、次のことに実は進んでいただきたいと思っているところです。今までの議論ですと、もう1回繰り返しという話をしてものごとの再確認をしたという利点もあったと思います。皆さん方ともっと酒でも飲めごとの再確認をしたという意見もいただいたと、なんとなく今日の議論で得たことです。ただ、前回までは一応ここまで決めていただいたということですので、そのことをもとに次の議論をしていただきたいと思います。そうすると柳田委員からいただいた要請はどういたしましょうか。今日の議論は会議録に載せる。一応柳田委員からの要請は処理させていただく。答申案という形の中で議論も出てきていますので、答申案について。

# 柳田委員:

総括についてはどういたしますか。

# 浅川会長:

総括についてはどういたしますか。それぞれの方からいろいろご意見が出ているかと 思います。こういう意見を踏まえてということですね。

#### 柳田委員:

ですからこだわりますけれども、民意の反映については十分できているという。

### 浅川会長:

十分という言い方は一言もしておりません。十二分とも不十分とも言っていないけれども、皆様方からご意見が出ていると解釈しています。議事進行係としては、そういう認識をしております。社会経済情勢の話もいただきましたし、あるいは財政状況についても話をいただいて、認識をしてその上で基本的には前回決まったことをやろうとそういうふうに認識を持っております。

# 高木委員:

今の会長の意見だとこの案でということで。

### 浅川会長:

それに基づき答申案を作りますよということですよ。間違わないでください。いいですか。前回まではそこまでですから、それに基づいて一応答申案を作ってきた。案として、案ですよ。皆さんわかっていますね。教授会と同じになってきた。

## 高木委員:

わかりました。

#### 浅川会長:

これでいきなさいと言っているわけではありません。それは答申案の審議になった時に今のような意見も出してもらいたいという意味です。皆さん方は市のことを非常に愛しながら意見を言っているという、そういう認織を持ちました。我々は答申をしなけれ

ばならない。だから前回、たたき台として、と僕は言ったことがあると思います。

## 高木委員:

書いてあります。

## 浅川会長:

だからそういうように認識をしていただきたい。わかりましたね。一応答申案について、意見が出ているのですが、こういう方に議論を移っていかないと、なかなか時間ができにくいということでしょうから、一応そちらの方に移っていくということで、よろしゅうございますね。そうするとここに出ているのは正誤表が配られているのですか。事務局より説明をお願いします。

#### 事務局:

本日机上に配布させていただきました、第6回西東京市特別職報酬等審議会正誤表をご覧いただきたいと思います。正誤表の上段資料5と下段資料7、同じ個所におきまして月額とするところ年額と記載間違いがありました。大変申し訳ありませんが訂正したものを併せて配布させていただきましたので、差し替えをよろしくお願いします。どうもすいませんでした。

## 浅川会長:

皆さんいいですか。差し替えということですね。そうしていただくということです。それではいよいよ答申案というたたき台をつくったということですね。確認しますけれども、前回の会議では、給料と報酬の具体的な月額と期末手当の年間支給割合を決定したということです。既に会議が始まってから答申案について熱い議論をいただいております。ですからどうしましょうか。順々に見ていくというのか、先ほど言った分かりやすいといったところに気になっておられますが、どのような形で答申案というものを見ていくという形にしましょうか。僕は議事進行役ですから、第1の答申とはこうだと皆さんお読みになっているでしょうから、話をしていくというのが進行係の務めだと思いますが。

## 筑井委員:

事前に目を通していると思いますので、加除するなりの意見を出していただければよるしかと思います。

## 浅川会長:

そうしますか。皆さん大人ですから前日配られたとはいえ、たぶん読んできていただいていると思います。私がいちいちここで読まなくても。

# 高木委員:

今のご意見でよろしいかと思います。

### 浅川会長:

そうしましょうね。ではいかがしましょうか。そうすると具体的に第1の答申という言葉がありますね。簡単に言えば第1の答申について修正がある。そして2ページのところは第2 審議の経過というのが書かれております。そしてそれがずっといくと、6ページになってやはりそれの根拠といいますか既に議論の対象となっている体系の議論というところが書かれております。そしてさらに議論をした中で反対意見もこういうものがあったというこういうことを一応書いておきました。そしてあえて言えば附帯事項というのですか。思いは皆さんあるでしょうけれども、あえてこちらでは書きませんでした。とこういうくらいの説明をして、どうしましょう、最初からいきますか。

## 高木委員:

私としては時間もないので、申し上げますと、答申の中で副市長、常勤の監査委員、教育長の月額の報酬額を上の方たちの似たような比率と言いますとすごく雑駁な言い方で申し訳ないのですが、少なくとも月額が上がる形ではなくて、上の人たちと似たぐらいの低減数値にお願いしたい。次に2点目としては6ページの2.のわかりやすいという言葉の削除をお願いしたい。それから3番目としては、資料1の中の市長と副市長の間差というものは0.15とありますけれども、先ほどの答申の1の数値になった比率くらいの比率で訂正していただきたい。それが私の希望です。

## 浅川会長:

答申案の中で修正という形で高木委員から3つの点を指摘されましたけれども。

## 原田委員:

一応答申の中身でございますがテクニカルな話もございますので、是非審議の経過の ところを私も資料をいくつか出しておりますので、ここをまずこういう資料を出したと いうことで間違いないか。これも答申の一部ですので、その後是非中身を。

# 浅川会長:

原田委員のご指摘ですね。2ページ以下の審議の経過というところがあり、そしてまたそれぞれの委員の方から資料を事務局に提出していただいて、それを皆様方にお配りした。これがこれでいいか、いいとは思いますけれども確認をするということで。

## 原田委員:

振り返っていただけると。

## 浅川会長:

振り返ってください。柳田委員、大屋委員、原田委員からご提案がございましたから、それに沿った資料もいただいておりますから。これは事前に事務局に配布されていたものに限ってここに載せていただく。任意に持ってこられたというようなものは載せていない。ご了承いただきたい。ちょっと確認をしていただきたい。いかがですか。

## 大屋委員:

私6ページの最後ところですね。なお、反対意見がどうのこうのというところで。

#### 原田委員:

私は資料のことについて申し上げたのです。

## 大屋委員:

資料ですか。

#### 原田委員:

議論の順番としては、第2の審議の経過で皆さんテクニカルに提出なさった、あるいは拝見した資料があるわけで、これを確定した後、一番最初の文章、第1の答申とそれの裏付けの体系の議論のところ、そしてそれが固まった段階で、反対意見がおそらく出てくる。どういう議論であるか出てくる。そこを確定するというふうにロジカルに進めてはどうか。

## 高木委員:

ただ一部の人は時間がないので、時間を掛けてやったら間に合わない。

### 原田委員:

では、そういたしましょう。

## 高木委員:

いろんな資料については市の職員の方が見て別に不足がなければこれはこれでよろしいと思うのですけれども。

## 事務局:

これはもう皆さんにご提出した事実ですので、先ほど会長からもお話がありましたけれども、個人から提出された柳田委員、大屋委員、原田委員からの資料もございますので、ここで認定と申しますか事実と相違ないということを皆様がご了解いただければ私どもは特にございません。

## 浅川会長:

じゃあこれは皆さん常識的に言えばこれで沿っていると思いますので、2ページから5ページあたりのところはこれでクリアになったということで。そうすると、原田委員のご指摘のように1ページにいくと、こういうことでよろしいですか。いかがでしょうか。その次のことを進めていくということで。それでは答申のところに入りますけれども、先ほどお話された部分もありますが、手短に要領を得て進めてまいりたいと思います。高木委員からは3つの指摘がございました。

## 柳田委員:

私といたしましては、民意の反映については、十分この改定案では不十分だと考えま すので、倍率について、それと間差ですね。市長と副市長の間も揃えるのはよろしくな いと思いますので、そこは差をつけた方がいいということで、私は修正案として設定倍 率とか間差を修正すべきだというふうに考えます。率としては市長は現行額の20%減額 を超えない設定にし直す。そうするとそれは1.18倍になります。それから副市長は1.07 倍とする、教育長は1.01倍とする。常勤の監査委員は1.0倍とする。ということで、市 長と副市長の間は間差は0.11倍、副市長と教育長の間は0.06倍になります。現行の間 差、年額と月額がありますけれども、微妙に違いますけれどもだいたい市長と副市長の 間が0.22、副市長と教育長が0.13とありますので、そこの部分については半分に圧縮い たしました。これは現行の給与自体が非常に高額であるという社会的な情勢における現 行の給与額ですね。その水準というものを下げる必要があるという観点から間差を圧縮 するということで反映させるという案です。そして非常勤の場合は、部長職1.0を基準 にして1未満ということにいたしまして、現行額10%減額相当の倍率に設定するのがよ いのではないかという提案です。議長の場合は、つまりどういう計算をするかと申しま すと、現行が65万円の10%を引いた額、それを基準の部長70万7,205円で割る。そうし ますと0.83という倍率になります。同様にして副議長、常任委員長、議員と計算します と、副議長が0.74、常任委員長等が0.73、議員が0.70ということです。これの間差とい うのは現行の間差とほぼ同じということになります。議長と副議長の間は0.09、副議長 と常任委員長の間は0.01、常任委員長と議員の間が0.03ということです。それは現行の 倍率とほぼ同じという形になります。民意を反映させる倍率というものをご提案申し上 げました。その点での修正を私は求めます。

## 浅川会長:

他にございますか。言ってみれば間差の圧縮ですね。考え方がそれぞれ違っているということが改めてわかったということです。どうしましょうか。そういう時には。高木委員は市長のことは1.5でよろしいですか。

### 高木委員:

私としては、まあ倍率が0.15の間差という、ちょっともう少し差があっていいと思います。ただ現実としていくつの数字がいいのかというのがはっきりわからないので、別の言い方をして、先ほどの1ページの月額が他の人たちと同じような数字になるとすればそれで格差が出るかな、その数値を持ってきていただければと思っております。

## 大屋委員:

もとの間差はあるのですよね。0.22とか。動かすなら動かすでもとの数字が出ているのだからそこから話せばいいのではないでしょうか。

## 高木委員:

答申が出ていますから、上の人たちと同じような倍率で減額を。そこらへんをちょっと、少なくとも増額はきついなという気がいたします。

## 浅川会長:

1.5とかの数値ではなくて。

## 高木委員:

結果論としてはあるのでしょうけれども。

## 浅川会長:

増額というのはちょっとというそのあたり強調したいということですね。

#### 原田委員:

高木委員のご意見というのは、私なりに理解いたします。市長の現行倍率が1.55なのでそれを1.5にする。

## 高木委員:

その結果月額がいくつになるのかチェックしていないので。

## 浅川会長:

確か前お配りした資料に出ていたのですね。1.5にした場合というのは市長はいくらですか。事務局が資料をもっておりますので。

#### 事務局:

1.5の数字は資料でお示ししておりますように、1,013,000円になります。これが今答申の案になっている数字でございます。

#### 事務局:

まず、市長の1.5という基準があって次に間差です。今回副市長、教育長、常勤監査委員の給料が上がったのは、現行では0.22あった間差が0.15となり、市長に副市長等が近づいたからなのです。

## 高木委員:

わかりました。私の意見としては、1ページの市長までの月額についてはこれでいいと思います。答申の1として90万より91万に上がっているじゃないかというのはどうみてもまずいだろうと。

## 事務局:

高木委員のご意見は、結果を見てのご意見となりますので、従いまして、0.16からの 試算をすればマイナスに下がります。

### 高木委員:

私が言いたいのは、統計をやっているわけではなので、額でお示しいただければ。

#### 浅川会長:

そういうやり方をすれば額が下がります。では皆さん方、今の考え方をよろしいという前提で。具体的に数字が出るのですか。

#### 事務局:

はい。

#### 高木委員:

他の人のご意見も聞いていただけると。

## 原田委員:

私の案に対して高木委員がどう思いますかということであえて申しますと、0.22、0.13、0.16という間差が、私にはまばらに見えるわけです。どうしてこの割合なのかわからなかった。一番最初の段階で。これはやはり各25市や類団がおそらく切って貼ったでお金を決めてきたと、その平均値をとると結果的に偶然こうなったとおそらくそうだろうと。そういう時にこの間差を合理的に導くためにはどうしたらいいかということで、類似団体の8市の比較と25市の比較、それぞれの間差というものを出してみる。どちらかというと類団の方が市長の給与は高い。部長に比べて。大企業ですから。より小さな自治体を含む25市の場合には市長の給与は低いのです。やはり中小ですね。その間くらいが西東京市ではないかということで、1.5を導き、あとはきれいに割合で。少なくとも0.22、0.13、0.16は私にはわかりにくいんです。明確でない。それを合理的に導くとすればあるかなあとすると、同じ間隔にするしかさしあたりない。他に何かあるかと言われると、私研究者として何も言えない。どうして0.13、0.16なのですか、0.14と0.13ではないのですかと言われた時に、原田お前どう思うのかと言われた時に、全く何も言えない。そしたら勘弁してください。同じ割合でということが私の論理の筋道です。

## 柳田委員:

でもこれ要するに現在の実態をみれば0.22という、平均的にみれば、0.22と0.13と0.16ということであるわけですよね。ですから現行水準をみればこういうことになると、

## 原田委員:

高木委員がおっしゃるにはですよ。

# 柳田委員

ということですよね。ですからそこにどういう差があるかというのは具体的には何ら客観的な根拠はないということはわかりますね。だから、それを修正するということについては、修正するにはただ平均にするというのではやはりそれは根拠がないことであると言えます。

## 高木委員:

春闘なんかでもよくあることなのですけれども、当初は当然パーセントで出すわけですね。最後は50円の攻防とかやるわけです。ですから最初はパーセントでも。報酬ですから。当初は原田案ということに賛同しますけれど、最後においては金額という面では春闘でもやっておりますから。それは数値がきれいではないという統計学のことではないんで、よろしいんじゃないかと思っています。

## 原田委員:

私もそうやって論理的に導いた結果であるということがこの審議会で議事録に残って確認されることは大いに画期的だと思います。最後これだけの余地をどうにかしたんだという、単に50円についてやったんだというところまで突き詰めることができれば、私の役割はそれで終わりではないかと思っております。

### 浅川会長:

言ってみれば今微調整の段階に入ったということですが。

## 柳田委員:

というか、私も修正案を出しておりまして、もっと厳しく民意を反映させる倍率をと るべきではないか、そういう修正案を提案してございます。

# 浅川会長:

間差のことについてもそれぞれ皆さん違いが出てくるということはわかりました。この違いのままさまざまな答申を出すわけにはいきませんので、いかがしましょう。確認をしますが、前回の会議で市長以下設定倍率というのが、1.50、1.35、1.20、1.05というのが一応皆様方のご承認を得ております。だからそれを反故にするというのであるなら一応決議をとるなり何かをしなければなりません。その点をよく踏まえてもう一度議論をしていただきたい。

# 蓮見委員:

これを1.35を1.3にするとか、1.15にするとか、確かに月収が下がっているのにおかしいですよね。区切りのいい数字でどのへんまでくるのかわからない。そうすると先ほどの理論に通じてくるのかなと思いますし。

#### 事務局:

一定の下回る額というものを今算出しています。

## 浅川会長:

今の流れで他に質問はございますか。おそらく柳田委員はもっと下げろと聞いていてよくわかりました。ただ、そのことについてまたいかがでしょうか。どこかの線で納めなければならないということはおわかりいただきたいと思います。今のことをやりながら、2ページから5ページまでやったことになりますが。

## 柳田委員:

すみません。2ページの審議の経過というところですけれども、当審議会は、現在の社会経済情勢、市民感情及び財政状況などを勘案しというのはどのように勘案したかという具体的な内容を。検討を行ったというところもどういう社会経済情勢、市民感情及び財政状況をどのように具体的にどうであって、どのように検討したかという具体的なプロセスをここに記載しなければ答申の中身としては、資料は出ておりますけれども、審議の中身というものが不明確ですね。

## 浅川会長:

もう少し明確にせよと。

# 柳田委員:

はい。

#### 浅川会長・

それだと例えばどの程度のものを書くのかといういう意見もありますね。

# 柳田委員:

ですから各項目について。社会情勢についてはどういう判断をした。市民感情についてはどういう判断をした。財政状況についてはどういう判断をした。よってその検討の結果、前に戻ってこういう案が出たということになると思います。ですからその経緯を具体的にある程度は記載しなければこれは内容がわかりません。今の意見いかがですか。

## 浅川会長:

柳田委員のご提案、2ページのことがありますが、1ページに戻りますか。皆さんいかがですか。ここの文章だとさらっとしすぎているということなのでしょうか。これについて何を書くか。全員一致して、この文章、このことは入れるべきだということがあれば。いかがですか。

## 高崎委員:

4時から委員会が入っており、途中退席させていただくことになるが構いませんか。

原田委員:

是非結論だけ。

浅川会長:

1ページ目の修正案も出てきたということですが、こういう案もあるということで、 原田委員もう1回今の話を間差のしくみの中でどういう数字が出ているかということ を。

## 原田委員:

是非私に説明をさせてください。お手元の資料の月収ベースのところに4段ありますが現行の報酬を市長の場合部長級の1.5倍と計算すると1,013,903になる。現行の報酬額から約36,000円下げる。この3万いくらの割合を出して、仮にそれが0.99だとするともっと細かい数字0.96とか0.97とかになりますが、それぞれ副市長も90万円から89万1,000円になる。教育長も81万円から80万1,900円になる。常勤の監査委員は70万円から69万3,000円になる。さしあたり市長以下の4者についてはこのように非常にアバウトですが、高木案に沿って計算をしたものです。

# 高木委員:

これだと一番上の数字は全く変わっていないのですね。

## 原田委員:

今下だけ変更しました。

### 高木委員:

あとで直るということですね。

#### 原田委員:

細かな数字は違います。0.97とか0.98とかあるかもしれないので。0.97で計算させていただくとこのように算出したと。それぞれ、市長と副市長の間が0.22、副市長と教育長の間は0.13、そして教育長と常勤の監査委員の間がおそらく0.15と。間差は同じようになる。なぜかといいますと、市長が下がった分だけ下がるわけですからそれぞれの間差は変わらないはずです。

## 柳田委員:

そうしますと、常勤の監査委員の部長職との倍率というのはどうなるのですか。それ はこのままですか。

#### 事務局:

後ほど計算してみないとわかりません。

#### 柳田委員:

1.0よりも下がることになるのでしょうか。

### 原田委員:

可能性としてはあり得ます。出してみないとわかりません。

#### 柳田委員:

ということだと、基本的に部長職よりも常勤以上にするという考え方が崩れてしまうわけですか。

#### 浅川会長:

高崎委員は高木委員の修正案については同意するということです。高崎委員におかれては他の部分もこれでよいということでしょうか。

## 高崎委員:

はい、私はこれで結構です。申し訳ございません。私がいないとはじまらないのものですから。

浅川会長:

事務局から試算を言ってもらえますか。

事務局:

部長の年収額より約5万円位上回る。

柳田委員:

月額が下がって、どうしてそのようになるのですか。

事務局:

休憩をしていただけますか。確かな計算をしたいので休憩をお願いします。

浅川会長:

数字を確実に出してもらうということで、皆さんちょっと休憩をしてください。

## 休憩

# 浅川会長:

それでは、事務局より資料を2枚お配りします。先ほどのものと差し替えてください。それでは休憩を閉じて再開をさせていただきます。それこそ市民感情というか、高木委員の1ページ目から月額が上がるということからはじまりまして、答申案として出てきたものを修正する形となりました。簡単に言うと資料2のところをみるとマイナスになっておりますが、資料1をみますと設定倍率、間差ですね。それが市長と副市長が0.17になっている。以下副市長と教育長のところが0.15、そして教育長と常勤の監査委員のところが0.15となりました。こういうことをもとに原田委員から説明をしていただきます。

## 原田委員:

これはあくまでも高木委員の修正案について、私が理解した範囲の中で説明するとい うことにさせてください。私自身がこれというわけではございませんが、高木委員がこ ういうふうにおっしゃったので、論理的に再構成して説明するということでございま す。ですからもしこれで違うということであれば言ってくださればと思います。まず、 答申案の1ページで、高木委員がご指摘のように、副市長以下教育長、常勤の監査委員 が例えば副市長で申しますと12,000円アップしている。これはおかしいということでし たので、副市長以下3役については減額にすると。その前提としてはまず、部長級の最 高号級から市長を1.5にする。1.5という数字は実は25市の平均の値と同じです。ですか ら類団に合わせたというよりは結果的に25市の平均に合わせた。つまり下の自治体の値 も含めて引き下げたということであります。その上で間差をそれぞれ同じような値で計 算をいたしますと、資料1のところでございますがやはり市長と副市長の間を広げたほ うがよいということで0.17もうけます。一番気になりますのは、部長よりも上回る額に しないといけないということですので、そのぎりぎりの値をとってみる。そして教育長 と副市長の間、常勤の監査委員と教育長の間はできる限り同じような割合にすると。計 算いたしますと月額のところをご覧いただくと市長のところは105万円ピタリから101万 いくら、そして副市長が90万円から89万円、そして教育長が81万円から78万9千円プラ スアルファ。そして常勤の監査委員70万から69万円ということになります。これで全て 答申案の1ページに示された議長以下8特別職の額が現行の報酬よりも下がるということ になります。それで端数処理いたしました資料が資料2であります。資料の2でより細かい数値をお示ししております。間差といたしましては一番上、市長を1.5としたところ、副市長1.33、教育長1.18、常勤の監査委員もぎりぎりの値として1を超えるようであります。議長以下については議論がございませんでしたので、以前私が示しをした案そのままでございます。議長以下4者はさておき、市長以下4役について改めてみてみますと、年収額で申しますと市長107万円弱の減、副市長が41万1千円プラスアルファの減、教育長も同じく56万の減。常勤の監査委員も36万2千円の減ということでございます。とりわけ上の部分については高木委員の案をお示しをしたということでございます。下の方についてはご議論ございませんでしたので、私の案をそのままお示しをしているということでございます。

# 浅川会長:

今の説明よろしゅうございますか。確認をすると、1ページのところを読みあげましょうか。これでよろしければということですが、副市長を月額90万円を89万8千円、常勤の監査委員が月額70万円を69万6千円、教育長が月額81万円が79万7千円になるこういうことになります。

## 原田委員:

1点だけ付け加えますと、部長級の最高年額が1,147万円で、常勤監査委員が1,182万円、約30数万円差があると。ですから部長級を上回っているということは確認できます。

## 浅川会長:

という修正案が出ましたけれどもいかがでしょうか。これは皆さん方の総意というと あれですが、一応これでということにさせていただきます。

# 柳田委員:

ですから私は反対。

## 大屋委員:

私も反対。

#### 浅川会長:

当然会議録には残りますから。それでは修正案の決定を確認をさせていただきました。1ページ目はこれでよろしいとご了解させていただきました。2から5ページのことになりますが、2ページのところから最初にやったつもりですが、柳田委員から2行目のところですね、これについてプロセスを明記という案が出ておりますいかがいたしましょうか。

#### 原田委員:

ということであれば体系の議論で、今の結論に沿った理由付けが当然書きこまれるべきと思います。それで若干検討の必要が出てまいりますのは、6ページ 1の体系の2.のところで、特別職等の職員の格付けの割合算出にあたっては、本市を除く類似団体、とあって、相互にバランスのとれた分かりやすいという部分は留保し皆さんであとでご議論いただければと思いますが、を採用するではなくて、採用しないことになりましたので、値をもとに検討することが適当である。ですから必ずしもその値にならなくても構わないということです。

## 浅川会長:

分かりやすいという言葉以外でいわんとすることに当てはまる言葉はないですか。僕 はこれでわかりますが、一般の人からみれば小馬鹿にしたように思われるかもしれませ んので。なければ取りましょう。他の方はいかがですか。全体像に入ってしまっておりますが。

## 大屋委員:

最後のところで、中身の話ではないのですが、これ賛否の話を入れてもらえませんかね。今までの習慣にはないらしいですけれども、どうなっているのかね。前回のあれも、わけわからない、全員賛成みたいな雰囲気なもんですから、僕よくわからないのですよ。いずれにしましても、議事録があるのだからそれを見ればわかると言われればそれまでだけれども、そんなのはなしですか。賛成いくつ、まあ反対はむしろ私の名前を入れてもらいたいぐらいのつもりでいたのだけれども。まあそれはたぶん話にならんでしょうけれども。

# 浅川会長:

反対意見を6行にわたって付けたというのが正直な話なのですが。

#### 柳田委員:

でもきちっとするためには、数字を入れた方がいい。

### 大屋委員:

私にも責任が当然ある。まあ皆さんあるわけですね。賛成者10、全員賛成でというのかね。8、2とかね。それは入れてもらえれば一番いい。私の感覚ではごく当たり前のことなのです。政治というのはフィクションですからね。

## 浅川会長:

書けと言われればそういう議事録だってありますから。無理なわけではない。

# 大屋委員:

いえいえ、今までの習慣ではないというので、そういうのは無理なのかなと思ったのです。

#### 柳田委員:

そんなことはない。別に踏襲することはないので。私はそれは入れたほうがいいと思います。

## 浅川会長:

まあ最後になりましたね。反対意見として。

## 柳田委員:

ちょっと待ってください。経過の総括についてはきちっと直していただけるのですか。

# 浅川会長:

どう直すのですか。まあこういう答申ですから行ったと。

### 柳田委員:

実際行っていないじゃないですか。

# 浅川会長:

まあ行ったと思っていらっしゃる方もこちらにはいる。十分あるいは十二分ということではないかもしれませんが、

### 柳田委員:

項目としてはないですよね。具体的には説明を受けた、説明を受けたで終わっている。どこにその、きちんと内容について討論したかというのは不明じゃないですか。実際にやっていないのですから。

## 浅川会長:

やってないですか。やってないという意見が出ましたが。

#### 柳田委員:

それで共通認識を得ていないです。社会情勢は厳しいというところで、それでこの審議会については下げるべきか、あるいは上げてもいい、あるいは現状維持かというところでの認識は、共通理解としては。

## 浅川会長:

共通認識というのは10人が10人持つべきものですか。

## 柳田委員:

わかれるというならそういうことで、下げるという方向でまとめるのか、現状でいいということでまとめるのか、それはきちんとお一人ずつの意見を出していただいてまとめるべきだと思いますね。多いということで多いという案で社会情勢についてはこれだと。その程度のことをしなければ現在の厳しい社会状況をどういうふうに反映したのかしてないのか、これではしてないじゃないかという批判に耐えられませんよ。現状維持でバランスで決めているだけですから。ではどういうふうに現在の厳しい社会情勢を反映したのかというのが見えてきませんよ。書かなければ見えてきませんよ。

## 浅川会長:

それを書くべきだとこういうことですね。

柳田委員:

はいそうです。

浅川会長:

今の意見いかがでしょうか。

筑井委員:

社会情勢という観点からすれば、消費者物価について議論しましたよね。現状認識という形で。それはそれで状況については皆さん理解はされていると思ってはいます。

## 浅川会長:

いかがいたしましょうか。7月終わりから会議を開いてきた意味というのは答申のためにそれぞれの意見を言っていただくということになってますね。ですから今のようなことが不十分、十二分ではないとしても、そこにはそれぞれ発言があったとこちらは理解をしています。それは会議録に名前を入れてそれぞれの意見として載っている。そこの流れからこういう答申案のたたき台に至ったというこういうことだと理解をしています。いかがでしょうか。

# 柳田委員:

プロセスをやはり具体的にしなければ透明性のある答申案というふうにはならないと思います。やはり民主主義というのはプロセスがどうであったかというところが一番重要ですよね。真ん中抜きにしてこれで決定、出ましたというのはいけないと思います。最後の体系と水準というのは計算のやり方のいわば説明であるわけであって、こういうものを出すに至った経緯というものはしっかり説明をする必要があるというふうに考えますね。ですからそれぞれについてどうであったかということ。説明はみんな受けていますけれども、それを受けて、ではどういうふうに考える、とこういう流れできたとごく基本的なことを押さえなければ不十分。それは常識的に考えて、どんな問題でもそうではないですか。プロセスをきちんと書かなければ。これでは全然書いてないです。

#### 浅川会長:

会議録では書かれていますね。

柳田委員:

会議録と言っては身も蓋もないですね。

浅川会長:

あるいは答申案に入れる必要があるかどうかということですが、いかがしましょうか。

柳田委員:

さあ、どうぞ皆さんご意見、お一人ずつ。お一人ずつ伺ってみてはどうですか。

浅川会長:

ご意見のある方はいかがですか。

富田委員:

柳田委員の言われるプロセス等概略的なものをやはり載せるべきだと私も思います。 私は審議会経過の最初に載せるのではなくて、後ろの2の体系議論の後に3番目の項目と して、前に出てきた資料の項目がありますので、こういうものを皆さんで共通認識を持って皆さんで検討した結果、なおかつ体系的、水準的、相対的にそういうものを判断し てという答申案に到達したというものの言い方が私はよろしいかと思います。ただその プロセス的な概略というものはやはり踏襲をした方がよろしいかと思います。以上で す。

浅川会長:

概略をもう少し盛れということですね。

富田委員:

入れた方がいいと思います。

浅川会長:

他にはご意見はございませんか。

原田委員:

どこまで書くかというのは。

浅川会長:

難しいですね。

原田委員:

財政状況については各委員から発言がありましたので、特に財政課から1時間くらいとってディスカッションしましたので、少なくともご説明をたまわったということはあります。市民感情というのは、皆さんここにいらっしゃいますのは市民でいらっしゃるのですけれども、改めて市民感情はということについて書くというのは、例えば、私がお前が書いてみると言われた時に、どうやって書いたらいいのかというのに、正直悩む。主観的なところがかなりありますし。もちろん投票に表れた結果ということもありうるでしょうけども、それをこれが市民感情でしたということを少なくとも累計のに書くのだけでもちょっと大変かなと、気持ちは私はわかるのですが、プロセスを重視したいということは私も同様なのですが、どうやって書いたらいいのかなあというふが正直言って私はうまく思いつかない。ですからどうやって書いたらいいのかなあというふうには思います。書いた方がいいのかもしれませんが。どうやって書いたらいいのかわからない。これが市民感情だと捕まえることができれば、是非私は書くべきだと思いますが、なかなか難しいのではないかなあというふうな気がいたします。また社会経済情勢について、例えば消費者物価指数は載せる、しかし雇用の情勢についてまで書くかそういうことになってきますと、どこまで書いたらいいのか、おそらくこのメンバーがいろい

な階層から出ている。階層というのはいろんな職種をある程度代表なさったり、あるいは市民の公募であったりそれぞれのバックグラウンドが非常に多様であることを前提にディスカッションされているはずです。それでおそらく皆様方が社会経済情勢について全く無頓着とか、そういう前提であれば書く。おそらく知っていらっしゃる方は当然そういうことを踏まえて発言をしていらっしゃる。ですからこれについてもどう書いたらいいのか。たぶん社会経済情勢、例えばお名前を挙げさせて失礼ですが、高木委員は私よりも違う分野に社会経済情勢の知識がおありだろうし、私も少なからず専門についての分野の見識がございます。どこまで書いていくのか、これは違う、あれは違うということをやっていくというのはなかなか難しいなと。書きたい、しかし難しいというのが私の感想です。

# 柳田委員:

今のご意見で、例えば市民感情については難しいとおっしゃいましたけれども、それは一つの考え方として、私の方としてはご提案しているわけですね。それについてそういう視点からの市民感情は入れるべきではないというのかどうかというその点です。少なくとも市民感情を判断する材料というものは資料として提供してあるわけですね。ですからそれはバラバラというわけではありません。客観的に個人的に私の考えを言っているのではありません。私の市民感情をどういうふうにするかというわけではないわけです。現在にあって今までこの問題について示されている市民感情というものはどういうものかっていうところで、陳情なり何なりのデータと選挙結果とこれは客観的に判断できる材料ではないかと提案したわけです。それに対する判断はされていないわけです。皆さんのご意見が出ていないと、それは無視していいのかということです。無視していいというのならそれはそれでいいです。皆さんの総意で、そこのところは判断する必要はない、現状のバランスだけでいけばいいんだということであればこの審議会の総意です。そういうことであれば、またそれなりに私の対応のしかたもございます。ですから提案しているものに対して、皆さんどうお考えになるのか、ということはご意見をいただきたいと思います。

## 高木委員:

私は審議の経過のこの部分はここらへんのところでよろしいのではないかと思ってい ます。富田委員から言われましたように体系の後に入れるか入れないかということは、 私自身は入れなくてもいいのかなという気はしているのですが、まあ経緯というのを入 れると言うならそれはそれでいいと思います。それから社会情勢とか市民感情とか財政 状態というのは、私自身、ここに委員として参加している人たちは当然西東京市のいろ んな状況もわかっていらっしゃる、日本の情勢も分かっていらっしゃる、世界の情勢も 当然分かっていらっしゃる方だと思っております。改めてここで社会情勢をと、まあ失 礼ながら学校ではございませんので、私はここで改めて書くというのは、私は前提とし て持っている方がいらっしゃると思っています。先ほどから出ている市民感情というの も、例えば西東京市の市民感情も一つではないと思っている。確かに柳田委員がおっし ゃるような市民感情もあると思います。ただ私が接している人たちは、もうちょっと違 う市民感情の人たちと普段接していますので。ですから市民感情というのはなかなか難 しいところで、市民感情は一つではないと思っています。ですからその市民感情を書く に当たってどこにターゲットを絞るのだろう、なかなか難しいことだと思います。です から少なくとも何度も同じことを繰り返して言いますけれども、私が接しているお客さ んは皆さんが発言している市民感情とはちょっと違うと思っています。ですからなかな か書くのは原田委員がおっしゃるように難しい。以上です。

#### 筑井委員:

さっき民意についてということで言われていましたけれども、これは結果的に前回の市長選挙においてかなりの反対票があったということですけれども、市長が当選されているということであれば、次に民意を反映させるのは次の選挙になると思うのですよ。市民感情ということで考えるならば、一言足りないというのは、市民生活に対しての判断が足りなかったのかなあ。市民がどう思っているのかという感情より市民生活でこういう大変な思いをしておりますということはね、論理が若干ずれているのかなという気がします。民意についてはこれで線引きする必要があるのかなと思います。

## 柳田委員:

市民生活というのは、市の財政白書でデータ的には所得が非常に下がっているというところで、データ的には下がっているというところで見えていますね。具体的にはさっき高木委員がおっしゃったように低いというレベルもあったりして、そういうことをどういうふうに反映させるかということについては、きちんと方向性を盛り込んでないんじゃないかというふうに思いますね。

# 原田委員:

例えば、昨年9月のリーマンショック以来の厳しい社会経済情勢、前回の選挙等やその後の市民運動等に表明された市民感情及び安定はしているものの依然として厳しい財政状況、というふうに例えばですけれども書くとすれば抽象的に書いていってまあこれはリーマンショックを否定する人はいないでしょうし、前の選挙はなかったという人はいない。財政が100%全部OKかというとそうでもない。というような皆さん委員の方々がこれだったらOKというところを少し書いていくと。私がもし書くとすればそれぐらいです。リーマンショックがなぜ起きたのかと一時間しゃべってもいいのですが、私はやろうと思えばやりますけれども。

# 高木委員:

リーマンショックという言葉も散々聞き飽きていますからね。

#### 原田委員:

もし共通認識があるとすれば、社会経済情勢が大きく変わったというのはリーマンショックはあれは一つの現象であって、もっと前から発生しているのだということであれば、そこから書くべきなのですが、そんなことを言い始めるときりがないので、例えば昨年9月以降のグローバル化した経済がもたらした厳しい経済情勢とか、やはり先ほど柳田委員がおっしゃった選挙のことについて形容詞を書くと。財政状況についても100%OKではないということを書くしかない。なかなかこうだ、いや違いますよという議論をやっていくと際限がない。もちろん他の意見もあると思いますが。まとめるとすればですが。

## 浅川会長:

プロセスを書くとすれば形容詞を15字位に入れるということならば、答申案としてできるかもしれないですね。こういうような社会情勢がある。そして市民感情、選挙等そして十分ではないけれども財政的にはうんぬんということを枕詞というか、形容詞よりは長い言葉を入れるということだったら、まあ言葉としてはできるかもしれない。それ以上のこと、微に入り細に入りとはいかないまでも、たくさん書けとなるとなかなかまとまらないでしょう。おそらくできないでしょうね。ちょっと言い過ぎだとのお答えがあるでしょうけど。

# 柳田委員:

ですから、ある程度そういうことはお示しいただいて、その結果これについてはこうこうこうで、説明がやはり必要だと思います。例えば、市民感情の反映については議論が分かれたとか、そういうふうにしていただかなければ。

#### 原田委員:

それでもいいんじゃないでしょうか。というか市民感情は分かれるものだと思います。

## 柳田委員:

それについては、もっと反映すべきだという議論と現状で十分ではないかという意見に分かれたわけですから。

# 高木委員:

現状で十分とは皆さんさっき言っていないですよね。柳田委員は先ほどから現状で十分と皆さん決めつけていますけれど、誰もそうは言っていないと思いますよ。

#### 柳田委員:

現状維持じゃないですか。

# 高木委員:

減額しているじゃないですか。

#### 柳田委員:

それは人事院の勧告に従って、あてはめると当然おりてくるわけです。

### 高木委員:

人事院勧告を必ず踏襲するというふうにここで意見が出ているわけではなくて、それを参考にはしていますけれども。皆さんの意見の中で、同じでいいという意見は全体としてはどうですかね。

#### 柳田委員:

そうではなくて、部長職を1として人事院に勧告に従った増減を反映させるその格付けと水準という方法をとったわけです。

#### 高木委員:

とすると、日本語の意味としては、現状でいいということではない。

#### 柳田委員:

それは現在の状況を反映はしているけれども、民意は反映していないわけです。

#### 高木委員:

先ほどから言っていますように、民意というのはいろんな意見があると思うのです。 あなたがおっしゃっている民意もあるでしょうし、いろんな民意があると思うのです。 自分の民意は大切にするべきですけれども、いろんな他の人たちの意見もあるもので、 一つの意見と決めつけるのはちょっと変だと思います。

# 柳田委員:

一つの意見と決めつけているのではなくて、現に客観的に示されている市民の民意というものはこういうように表れているのではありませんかというふうにお示ししたわけです。そこのところでそうではないとまとまらなければ市民感情をどういうふうに反映させるかについてはやはり議論が分かれたということをきちんとプロセスを述べていただけなければならないと思います。

#### 浅川会長:

議論が分かれたという言葉を入れておくということですね。僕は答申案というのはさ

らっとしたものだと思っていました。でもあえて付け加えろというのなら、原田先生、 文章書き慣れておられるので形容詞を入れるなど、ああいうようなことを少し3つの言 葉の上に付け加えることだったらよろしかなというふうに思います。それ以上のことと なると、今ここでまとまるかどうか難しいですね。

## 高木委員:

それには時間を区切りましょう。皆さんいろんな忙しい中を割いて来られておりますので、これを皆さん優先しておりますけれども、時間を区切らないと際限なくなってしまうので、会長に時間を区切っていただきたい。

#### 浅川会長:

答申案にあった言葉を踏まえ、17日には答申を出さなくてはなりません。それは皆さん心得ておいてください。そういうことを踏まえて30分ということはいかがですか。5時45分ということでお願いします。事務局から字句の訂正がございます。

## 事務局:

前回第6回からの資料になりますけれども、資料2、資料3 - 2、資料4 - 2、資料8と答申案の9ページの書式のものなのですけれども、下に に「格差」は「格」ではなく「較」ですので、訂正をお願いいたしまして、答申の方は次回直した形でいきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 浅川会長:

今の件よろしいですか。5時45分までご議論いただき、文章もどうするかということまでご協力をお願いいたします。修正、付け加えることについて、個々に出始めておりますが、答申としてふさわしいような文章をできればいただければありがたいです。1ページの数字的なことは確認事項です。2から4ページで、2ページの初めの2、3行ですがどうするか。

#### 柳田委員:

それともう一つですね。時間がないので。一番最後の水準のところですけれども、4 行目のところに、人勧を反映しているため、結果的にその時々の経済情勢や市民感情を 一定程度反映していると考えるとあるところで、経済情勢は反映しているとは

考えられますけれども、市民感情をここに一定程度反映しているというのは、おかしいですね。市民感覚というのものは人勧には入っていませんから。

## 浅川会長:

一定程度とあえて入れたのは、一致しているとなると、反映していることになります から。言葉としてはよく使われるかと思いますが。

#### 柳田委員:

市民感情には反映されていませんよ。客観的にみれば。

### 浅川会長:

ではどうしますか。

#### 柳田委員:

省くべきです。その時々の経済情勢を一定程度反映していると。市民感情は反映されていないと考えます。

#### 浅川会長:

柳田委員がおっしゃいましたがどうしましょうか。文章の取り扱いについて。字句のことですから、整理してどんどん文章化していきたいと思います。結果的にはどういたしましょうか。あるいはこれでいいという方もいらっしゃいますか。

#### 原田委員:

私がここで書いた文章だと思うのですが、主語は最高額を水準値として用いることは結果的に反映している。おっしゃるとおり給与の額に市民感情が反映されるわけがありません。しかし結果的に、経済の状況が悪くなれば市長にこんな給与は高いじゃないか、というふうになるはずだし、経済そして財政状況が良くなれば、ではもう少し上げてもいいのじゃないかという議論も出てくることはなくはない。そういうニュアンスで結果的にということだったのですね。反映されるはずがないのですが、結果的にそれをみると、それに応じた議論をすると一定程度、おそらく経済状況が悪くなったのに市民は上げるとは言わないだろう。あるいは逆に、経済状況が良くなったのに、下げろとは言わないだろう。財政状況が一定であればですよ。そういうニュアンスで書いたつもりなのですね。ですからおっしゃるとおりでありますが、反映していないわけでありますが、そういう意図です。

## 柳田委員:

そういうことですと、現在の状況は反映しているとはいえない。だから一定程度なのですね。ですからそのへんは市民感情をここに入れると十分な説明にならないというか 誤解を生じるということではありますね。

## 原田委員:

経済情勢抜きの市民感情というのはありえないことではない。かなりの部分、柳田委員のご発言をそのまま私借用すると、これだけ厳しいんだからということが大いにある。とすれば、経済情勢抜きの市民感情というのは、全く抜きの市民感情というのはない。もちろん市民感情は経済情勢だけからもたらされるものでもないのでしょうけれども。財政状況、自治体の財政状況もありますけれども、相当程度現在の経済状況を反映している発言のように私には思えるのですが、そういう緩やかな因果関係というのはないというご判断でよろしいのでしょうか。

# 柳田委員:

そうですね。

#### 原田委員:

ということは財政状況を抜きに市民感情は出てきていると理解してよろしいわけですか。

## 柳田委員:

いえいえ、人勧との関係ですよ。

# 原田委員:

それを用いることは結果的に反映したことになる、一定程度。 どのような割合か私に はわかりません。しかしゼロとはいえない。

### 柳田委員:

だから人勧の反映というのは、その時々の経済情勢を一定程度反映している。

# 原田委員:

私のをお答えください。是非。経済情勢によって市民感情が動くのかどうかということについてどのように思われるのか、もし一定程度動くのであれば結果的にはとか、結果的にのあとに点を入れるとかそういう形で、経済情勢を一定程度反映している。その結果、さらに結果でも構いませんが、市民情勢をさらに幾分か反映しているということになりやしませんか。

### 柳田委員:

そういう流れの説明でいきますれば。

原田委員:

ということをずっとおっしゃっているのではないのですか。

柳田委員:

だからここの文章だとその意味が不十分です。

原田委員:

というふうにお考えになるのであれば、会長にお願いする。私と柳田さんがおっしゃったように、経済情勢を抜きに市民感情はないはずですから、是非その書きぶりはお任せすると。ですよね。

柳田委員:

それはそうなのですけれど、経済情勢を抜きに市民感情はないわけですが。この文章 だとちょっと。

原田委員:

ダイレクトに市民感情が導き出されるのであれば、書きぶりを変える。言っていることは私も柳田委員も同じだということです。たぶん他の方々も含めて。

浅川会長:

結果的に、と点を打つしか直しようがないでしょうね。それでは、結果的に、その時々の経済情勢、ひいては市民感情を一定程度反映している。といたしましょう。

柳田委員:

それと、先ほど大屋委員がおっしゃったことを入れていただきたい。

大屋委員:

名前と数字を入れていただけると。

浅川会長:

答申の習慣としてはどうでしょうかね。

原田委員:

名前はあまり。

浅川会長:

名前はなしにするということですね。数字がどうだったかという点ですね。賛成、反対は何名だったとか。それぞれの意見があったということでは今の意見は貴重ですね。 あるいはそれほどいらないという方もいるかもしれませんし。

原田委員:

これほどご発言なさったのですから是非。併せて答申の際には議事録をお付けになるかと思いますが、答申の際には是非資料として議事録もお付けいただいて。名前がないというのは、誰か隠しているのではないかということではなくて、議事録を読んだらわかるという意味での附属資料として。答申として議会にお示しをするようなことがあれば附属の資料として是非添付をしていただきたい。

浅川会長:

議事録というのは添付するものですか。

事務局:

審議会の意図を最大限配慮いたします。答申は答申といたしまして、あとは別冊資料的にということですね。

原田委員:

はい。

## 浅川会長:

なお、反対意見としてというところに、どのような形で何を入れるか。ここのところを議論してください。

# 原田委員:

なお反対意見として、委員の1名より意見があった。というように、この意見に対しては何人というようにということを明確にしてはいかがでしょうか。また、東京25市より下回るべきであるとの意見が、例えば1人の委員よりあった、としてはいかがでしょうか。これに加えてということですね。

## 浅川会長:

原田委員より、このように人数を入れるという意見がありました。よりはっきりしますね。いかがですか。

### 大屋委員:

個々の話はいうつもりはなかった。トータルの数で何対何と決まりました。確かに25 市の部分は私の意見ですが。

### 原田委員:

反対の中身をお書きになった方が私はいいと思いますけれど。どう反対なさったのか 明示した方が、例えば上げるべきだとの反対だったかもしれない。

#### 大屋委員:

そうとられても私はそのことは構いませんけれども。

## 柳田委員:

構わないというのは、下回るということでここに記載されることはいいわけですよね。だから、内容としてはこういうものがあったということを、そこを1名とかやる必要がないということですよね。

#### 大屋委員:

何名の反対者があったということを明示してほしいということです。

### 原田委員:

なお、2名の反対意見があった。具体的には、反対意見として。でどうでしょうか。

## 高木委員:

反対意見というのは、総論が反対としては、何が反対なのかわからないといけない。 人数が答申に入るのは入れなくてもいいような気もしますが入れるとしたら何に対して 反対だったかわかるようにしておかないと。

#### 柳田委員:

あとは、前に戻って先ほどの。

### 浅川会長:

2ページの第2審議の経過の3行ですが。

#### 原田委員:

例えば、最後のところで形容詞を付けた、などに関する各委員の認識をもとに検討を 行った。

#### 浅川会長:

では、3つの言葉の前に何を付けるか。

#### 柳田委員:

昨秋以来の、では。

浅川会長:

昨秋以来の厳しい社会経済情勢。

原田委員:

本年2月の市長選挙等を通じて表明された市民感情。

浅川会長: 財政状況は。 原田委員:

及び比較的安定はしているものの、楽観視はできない財政状況等に関する各委員の認識をもとに。

浅川会長:

そうしますと、各委員の思いは反映された。十分ではないのかもしれませんけれど。 なかなか合ったような言葉が出てきましたね。

事務局:

確認をさせてください。

1ページ 副市長、常勤の監査委員、教育長の月額

「副市長は月額898,000円、常勤の監査委員は月額696,000円、教育長は月額797,000円」と変更する。

2ページ 第2 審議の経過

「特別職等の職員の報酬等の審議を行うにあたり、当審議会は、昨秋以来の厳しい社会 経済情勢、本年2月の市長選挙等を通じて表明された市民感情及び比較的安定している ものの楽観視はできない財政状況等に関する各委員の認識をもとに検討を行った。」

6ページ (1)体系 2. 3行目

「で相互にバランスのとれた値をもとに検討することが適当である。」

(2)水準 最後の、段落

「結果的に、その時々の経済情勢、ひいては市民感情を一定程度反映していると考える。」

「なお、2名の反対意見があった。具体的には、」以下同じということでよろしいですね。

浅川会長:

これで答申として皆様方のご承認を得たということでよろしいわけですね。ありがとうございました。それでは次回第8回会議は11月17日火曜日午後6時から開催します。次回が最後の会議となります。本日の会議録を確認し、本日修正した答申案を市長に答申するということになります。それではこれをもって第7回会議を終了とさせていただきます。皆様お疲れ様でした。